

クラウド・オフリングに関する一般条件

この「クラウド・オフリングに関する一般条件」(または「TOU」といいます。)は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」のうち該当する契約条件(以下「基本契約」といいます。)に基づいてお客様が注文できる IBM「クラウド・サービス」に適用される追加条件を定めており、その他の適用される「取引文書」(以下「TD」といいます。)および「付随文書」に追加されるものであり、合わせて「クラウド・サービス」の取引に関する完全な契約(以下「本契約」といいます。)を構成します。

1. コンテンツおよびデータ保護

- a. <http://www.ibm.com/cloud/data-security> に規定されている IBM の「IBM クラウド・サービスのデータのセキュリティおよびプライバシーの原則」(以下「DSP」といいます。)は、一般に利用可能な「クラウド・サービス」のオフリングに適用されます。「クラウド・サービス」の特定のセキュリティ機能および特徴は、付随文書および TD に規定されます。お客様は、お客様の使用目的および「コンテンツ」に対するそれぞれの「クラウド・サービス」の適合性を評価し、および「クラウド・サービス」における「コンテンツ」の使用に利用可能なデータ保護機能を適切に注文し、有効化し、または使用するために必要な措置を講じる責任を負うものとします。「クラウド・サービス」を使用することによって、お客様は、「クラウド・サービス」の使用に責任を負い、それが、適用法を遵守可能とするためのお客様の要件および処理の指示を満たすことを認識し承諾します。
- b. IBM は、「クラウド・サービス」を提供するために必要な限りにおいて、自己の従業員および従契約者に「コンテンツ」を開示する場合を除き、開示することないよう「コンテンツ」を機密として取り扱います。
- c. EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR) が「コンテンツ」に含まれる個人データに適用される場合に、その適用範囲に限り、<http://www.ibm.com/dpa> に掲載されている IBM の「データ処理補足契約書」(以下「DPA」といいます。)および該当する DPA 別表が、本契約のあらゆる矛盾する条件に優先して適用されます。
- d. IBM は、「クラウド・サービス」の満了時もしくは解約時またはそれ以前にお客様から要求があった場合には、IBM のコンピューティング資源から「コンテンツ」を削除するか、返却します。IBM は、お客様の要求に基づき実施した特定の活動(指定の形式で「コンテンツ」を提供するなど)に対して料金を請求することができます。IBM は、「コンテンツ」のアーカイブは行いません。ただし、一部の「コンテンツ」が、IBM のバックアップ保持に関する実務に従い「クラウド・サービス」のバックアップ・ファイルの中に、当該ファイルの期間満了までの間残る場合があります。
- e. 当事者の一方の要請に基づき、IBM、お客様、両当事者の関連会社は、「コンテンツ」に含まれた個人データまたは規制される個人データの保護に関して法律により要請される所定の書式による追加の契約を締結します。両当事者は、当該追加の契約に対して本契約の条件が適用されることを合意し(かつ各当事者は各自の関連会社の合意を取得する)ものとします。

2. 変更

- a. お客様は、IBM が、i) 「クラウド・サービス」および ii) DSP を、IBM のみの裁量により、随時変更することができ、かつかかる変更された内容がその発効日から変更前の内容に置き替わることを承諾します。TD (例えばサービス記述書または作業範囲記述書) に対する更新は、新規の注文時または既にお客様によって合意された TD の場合には継続しているサービスについては変更の発効日に、もしくは自動更新する「クラウド・サービス」については更新日に有効となります。変更は、i) 既定の義務の改善もしくは明確化、ii) 最新の採用された基準および適用法への整合の維持、または iii) 追加機能の提供のいずれかを行うことを意図しています。変更は、「クラウド・サービス」のセキュリティまたはデータ保護機能を低下させません。
- b. IBM は、12 か月前の通知により「クラウド・サービス」を終了することができます。IBM は、提供期間満了日または終了日の到来していない残存期間に対して「クラウド・サービス」の提供を継続し、または別の IBM のオフリングに移行するためにお客様と協力します。IBM は、他社サービスへのアクセスを随時終了することができます。

3. 法令遵守

- a. いずれの当事者も i) 自己の事業および「コンテンツ」に適用される関連法規、および ii) 製品、技術、サービスまたはデータについて、直接的または間接的に、特定の国もしくは特定のエンド・ユーザーへの輸出、再輸出または移転、またはかかる輸出、再輸出および移転に伴う最終用途を禁止あるいは制限する、日本国および米国のものを含むあらゆる輸出入関連適用法令、関連する禁輸措置および経済的制裁措置にかかる規則(米国

の武器国際取引に関する規則 (ITAR) および全ての法管轄の防衛貿易管理体制を含みます。) を遵守するものとします。

- b. お客様またはユーザーが、「コンテンツ」または「クラウド・サービス」の一部の利用をお客様の事業所の所在国から外へ輸出または輸入する場合であっても、IBM は、データ保護法で要求される場合を除いて、輸出者または輸入者とはなりません。

4. 期間および解約

- a. 「クラウド・サービス」の契約期間は、IBM がお客様に「クラウド・サービス」へのアクセスが可能となった旨を通知した日に開始します。IBM は、「クラウド・サービス」が自動更新されるのか、連続的な使用に応じて継続されるのか、または契約期間の最終日をもって終了するのかを特定します。自動更新については、終了日の少なくとも 30 日前までに自動更新しない旨の書面による通知を IBM または「クラウド・サービス」に関わる IBM ビジネス・パートナーに提供しないかぎり、「クラウド・サービス」は指定された期間更新されます。連続的な使用については、お客様が 30 日前までの書面による通知を IBM または解約となる「クラウド・サービス」に関わる IBM ビジネス・パートナーに提供するまで、1 か月単位で使用可能のまま継続します。「クラウド・サービス」は、当該 30 日間後の暦月の最終日まで使用可能なまま存続します。
- b. お客様の重大な契約義務違反、セキュリティ違反、法律違反ならびに基本契約および下記第 6 項 g の違反があったと IBM が判断した場合、IBM は、お客様の「クラウド・サービス」を利用する権利を必要とする範囲で、中断または制限することができます。中断の原因を合理的な範囲で是正できる場合、IBM は、「クラウド・サービス」を利用する権利を回復するためにお客様が講じる必要のある措置をお客様に通知します。お客様が合理的な期間内に当該措置を講じなかった場合、IBM は、かかる「クラウド・サービス」を解約することができます。支払いの不履行は、重大な契約義務違反となります。
- c. お客様は、i) 適用法もしくは「クラウド・サービス」のいずれかの変更に伴い政府もしくは規制機関の書面による勧告があった場合、ii) 「クラウド・サービス」を提供するために使用されるコンピューティング環境を IBM が変更したことにより、お客様が適用法に不遵守となる場合、または iii) IBM がお客様による「クラウド・サービス」の使用に重大な悪影響を与える変更をお客様に通知した場合 (ただし、IBM は、お客様と共にかかる悪影響を最小化するため 90 日間の期間を与えられるものとします。)、1 か月前に通知することにより「クラウド・サービス」を解約することができます。かかる解約があった場合、IBM は、該当する「クラウド・サービス」に関する前払い金額のうち、解約日以降の期間に対する部分を返金するものとします。「クラウド・サービス」がその他の理由により解約される場合、お客様は、「クラウド・サービス」の条件に従って支払うべき全額を解約日に IBM に支払うものとします。解約時、IBM は、お客様と別途合意する条件に基づき別料金にて、お客様の「コンテンツ」を代替りのテクノロジーに移管するための支援をお客様に提供する場合があります。

5. Hybrid Entitlement および Dual Entitlement のオフリング

- a. Hybrid Entitlement および Dual Entitlement の各オフリングは、お客様が選択する環境で使用するための「プログラム」へのアクセス、および IBM のクラウド環境で提供される SaaS 機能をお客様に提供する「クラウド・サービス」です。「プログラム」、「サポート」、および「プログラム」の更新は、「本契約」、ならびに「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」(Z125-5831-10) (または両当事者間で結ばれたこれに相当する契約) の「プログラム」および「IBM ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」項の条件に従って提供されます。なお、これらの条件には、以下の修正が適用されます。
 - (1) お客様の「プログラム」ライセンスは、「クラウド・サービス」のサブスクリプションが終了した時点で終了します。お客様は、速やかに当該「プログラム」のすべてをお客様が選択したあらゆるコンピューティング環境から削除し、すべてのコピーを破棄することに同意します。
 - (2) 指定された「プログラム」については、特定の返金保証は一切適用されません。
 - (3) Hybrid Entitlement オフリングでは、お客様のコンピューティング環境で「クラウド・サービス」と「プログラム」を同時に使用するためには別個のエンタイトルメントが必要です。
 - (4) Dual Entitlement オフリングでは、お客様のコンピューティング環境で「クラウド・サービス」と特定の「プログラム」を同時に使用することが可能です。

6. 共通事項

- a. IBM は単なる情報技術の提供者です。IBM または「クラウド・サービス」によってなされた指示、推奨使用法または助言は、いかなるものであっても医療行為、臨床治療、法律、会計またはその他有資格の専門家による助言とはみなされません。お客様およびお客様により承認されたユーザーは、専門的な分野において「クラウド・サービス」を使用する場合の責任を負うものとし、これらの分野の専門家による助言を自ら得るものとします。お客様は、IBM および他社の製品およびサービスの使用に責任を負います。

- b. IBM は、他社サービスを提供し、または他社サービスへのアクセスを可能にする場合がありますが、これらの場合には、TD において特定される第三者の条件について同意を要求されます。他社サービスへのリンクまたは他社サービスの使用は、かかる条件にお客様が同意したことになります。IBM は、当該第三者契約の当事者ではなく、当該他社サービスについて責任を負いません。
- c. お客様は、「クラウド・サービス」の使用に関係する場合にのみイネープリング・ソフトウェアを使用するものとし、TD において特定される場合には、あらゆる使用許諾条件に従うものとし、イネープリング・ソフトウェアは、いかなる種類の保証もなく特定物として現状有姿で提供されます。
- d. 「クラウド・サービス」または「クラウド・サービス」の機能は、IBM が当該サービスまたは機能を、無償で、制限付きもしくは正式公開前の機能として作成する場合、またはベータ版、試用、無償もしくはプレビューとして指定され、時間制限付きでサービスを試用可能にするために作成する場合、「プレビュー」としてみなされます。「プレビュー」のサービスは、可用性についてのサービス・レベルから除外されます。「プレビュー」のサービスはサポート対象外とし、IBM は、「プレビュー」のサービスを通知することなくいつでも変更または終了できるものとし、IBM は、「プレビュー」のサービスの正式公開または一般に利用可能な同等サービスの作成を行う義務を負いません。「プレビュー」サービスは現状のまま提供され、いかなる保証も適用されません。
- e. 「アカウント・データ」とは、お客様が IBM に提供する「コンテンツ」および BCI 以外の情報で、お客様による「クラウド・サービス」の利用を可能にするために IBM が必要とする情報または IBM が cookie およびウェブビーコンなどのトラッキング技術を用いて収集するお客様の「クラウド・サービス」の使用に関する情報をいうものとし、IBM、IBM の関連会社およびこれらの従契約者は、製品の機能を利用可能にするため、利用管理のため、利用体験のパーソナライズのため、その他「クラウド・サービス」の利用の支援・改善のため、「アカウント・データ」を処理、保管および使用できるものとし、<https://www.ibm.com/privacy/> の IBM プライバシー・ステートメント (またはこれに相当する国別版) に「基本契約」に記載されている「アカウント・データ」および BCI についての追加の詳細情報があります。
- f. IBM は、「クラウド・サービス」の運用を支援するために、従契約者を含む国内外の人員およびリソースを使用できるものとし、IBM は、国境を越えて「コンテンツ」(個人データを含みます。)を移転できるものとし、「クラウド・サービス」オフオファリングに関して「コンテンツ」が処理される可能性のある国々のリストは、TD に記載されます。IBM は、IBM が従契約者を使用する場合であっても、本契約に基づく責任を負うものとし、IBM は、「クラウド・サービス」に関する IBM の義務を満たすよう適切な合意を取得します。
- g. お客様は、「クラウド・サービス」の問題により生命、身体または不動産、動産もしくは環境の損害をもたらすような場合には、「クラウド・サービス」を使用しないものとし、お客様は、i) 「クラウド・サービス」のいかなる部分にもリバース・エンジニアリングをしないものとし、ii) お客様の「エンタープライズ」以外の第三者に「クラウド・サービス」への直接アクセスを譲渡または再販できないものとし、また iii) お客様による付加価値と「クラウド・サービス」とを結合し、別途 IBM と合意することなくお客様のエンド・ユーザーである顧客に販売するお客様ブランドのソリューションとして作成し、これを商業的に利用させることはできないものとし、
- h. IBM は、TD の記述に従い、「クラウド・サービス」を支援するための追加的なカスタマイズ・サービス、構成サービスまたはその他のサービスをお客様に提供することがあります。

7. 旧版の基本契約

- a. お客様が、2017 年 11 月付の第 10 版以前の版の「基本契約」に基づいて「クラウド・サービス」を購入された場合は、IBM SaaS オフオファリングは IBM 「クラウド・サービス」に該当し、以下の追加条件が適用されます。

7.1 コンテンツおよびデータ保護

- a. 「コンテンツ」は、お客様またはお客様の承認を受けたユーザーが、提供するまたはアクセスを承認するすべてのデータ、ソフトウェアおよび情報、ならびに「クラウド・サービス」に入力するすべてのデータ、ソフトウェアおよび情報で構成されます。「クラウド・サービス」の使用は、当該「コンテンツ」に対するお客様の所有権または使用許諾権に影響を及ぼしません。IBM、その関連会社およびこれら何れかの従契約者は、「クラウド・サービス」を提供し管理する目的のためにのみ、「コンテンツ」にアクセスし使用することができるものとし、
- b. お客様は、IBM、その関連会社およびこれら何れかの従契約者が、「クラウド・サービス」における「コンテンツ」の使用、提供、保管、さもなければ処理を行うことを可能にし、かかる行為を行う権限と許可を IBM、その関連会社およびこれら何れかの従契約者に与えるために必要なすべての権限および許可を取得するものとし、これには、必要に応じて、個人に関する情報(当該「コンテンツ」の中の個人情報またはその他の規制を受けるデータを含みます。)を提供する前に、お客様が、必要な開示を行い、かつ同意を取得することを含みます。お客様の「コンテンツ」に官公庁による規制が適用されるか、または「クラウド・サービス」に関

して IBM が提供するセキュリティー対策を超えるものが必要となる場合には、お客様は、関連する TD の条件により特別に許可される場合、または IBM が追加セキュリティーその他の対策の実施を別途書面で事前同意した場合を除き、かかる「コンテンツ」を入力、提供または許可しないものとします。

7.2 保証

- a. IBM は、適用される付随文書またはサービス記述書に従い、IBM が商業的に相当な注意およびスキルを用いて「クラウド・サービス」を提供することを保証します。「クラウド・サービス」の保証は「クラウド・サービス」が終了した時点で終了します。

7.3 定期保守

- a. 「クラウド・サービス」は、保守点検の場合を除き、年中無休で利用できるように設計されています。定期保守については、お客様に別途通知されます。